



則武通信

作成者
則 武 交 番
松浦・笠原
Tel 232-7731

「トワイライト・オン キャンペーン」の実施

(早めのライト点灯)

実施期間 9月21日(木) ~ 12月31日(日)

過去5年間の統計では、1年のうち10月から12月に交通死亡事故が最も多く発生しています。特に歩行者や自転車の被害は7月から9月の2倍近く発生しています。

発生時間帯別では夕暮れから夜間にかけての、いわゆる『魔の時間帯』(午後4時から午後8時)に集中して発生しています。

このように秋口から年末にかけて、日没時間の早まりとともに、『魔の時間帯』に重大事故につながる恐れのある交通事故が多発する傾向にあることを踏まえ、日没30分前を目安にした『早めのライト点灯』を自動車の運転者さんも自転車利用者の方も実践していただき交通事故防止に努めていただきたいと思います。

架空請求のハガキに注意!!

交番に、管内居住の方が
「総合消費料金に関する

訴訟最終通告のお知らせ」

の標題のはがきを持って相談に訪れました。

相談者は身に覚えはなかったのですが、心配になり記載してあった電話番号に連絡をし、言われるままに現金を振り込むところでした。

しかし、振り込む前に交番に相談に訪れ詐欺だとわかり、被害に遭うことはありませんでした。

送り主は「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」という名称でしたが、これは実在しない名称です。

○不審な料金請求のはがきが届いた場合は、相手先に電話せず、

警察に相談してください。

○このような請求のはがきで来ることは絶対にありません。

犯罪被害者週間

期間 11月25日~12月1日まで

○犯罪被害者相談室 0120-870-783

内容 犯罪の被害に関する相談

平日 9:30~17:15

○性犯罪被害者相談電話 #8103, 058-273-6502

内容 性犯罪の被害に関する相談

24時間対応

○少年は少年サポートセンター 0120-783-800

内容 犯罪の被害にあった少年の相談

○ストーカー相談110番 0120-794-310

平日 9:00~16:00

内容 ストーカー被害に関する相談

○警察安全相談室 #9110, 058-272-9110

内容 犯罪の未然防止や生活の安全に係る警察への相談全般

等があり、一人で悩まず相談してください。